

# 生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

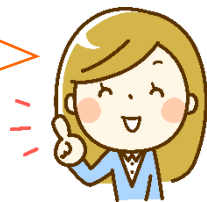
第18号（2018年6月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。  
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。  
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

## ご存知ですか？『年金受給に必要な資格期間』



無年金者の方、ご存知でしょうか？  
手続きお忘れになっていませんか？



**資格期間が、25年から10年と短縮され、10年以上となれば年金が受け取られるように制度が変わりました。**

これまで

年金受給に必要な期間 **25年**



資格期間 **15年**の人



年金が受け取れない。

平成29年8月1日から

年金受給に必要な期間 **10年**



資格期間 **10年**の人



年金が受け取れる。

年金受給が10年未満で年金が受け取れない方でも、新たに保険料を納付すると年金が受け取れるようになったり、年金額が増えたりします。

★**任意加入制度**…「60歳から65歳まで」の5年間国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

★**後納制度**…後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年以内であれば納付することができる制度です。

詳細につきましては、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問も実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

0

【相談時間】平日 8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

文責：北島（主任相談支援員）